

①国名	Principality of Monaco (MC) (モナコ公国)				
②名称	Intellectual Property Division Department of Economic Expansion				
③所在地	9 rue du Gabian, MC-98000 Monaco, B.P.665, MC-98014 Monaco Cedex				
④連絡先	(電話) (377) 98 98 98 01		(FAX) (377) 92 05 75 20		
	(E-mail) <a href="mailto:mcipo@gouv.mc">mcipo@gouv.mc</a>		(internet) <a href="https://mcipo.gouv.mc/">https://mcipo.gouv.mc/</a>		
⑤組織の長	Head of the Intellectual Property Section: Mr. M. Jean-Pierre Santos				
⑥沿革	<p>(1) モナコにおける知的財産制度は1955-1957年に制定されている。</p> <p>(2) 特許制度は、1955年6月20日に法律第606号により制定され、その後、改正が行なわれた。最新の改正は、1993年10月21日に改正の欧州特許付与のための取決めにに関する法律第93-553号である。</p> <p>(3) モナコが欧州特許条約(EPC)に加盟した1991年12月1日以降、モナコはEPCに拘束されており、同日以降は、モナコを指定した欧州特許の出願により、モナコにおける特許保護を出願することができる。</p> <p>(4) 意匠制度は、1955年6月20日に法律第607号により制定され、その後、1956年11月5日の法律第623号により一部改正が行なわれている。</p> <p>(5) 商標制度は、1955年に商標法が制定され、その後、1983年の法律第1058号により改正され、1983年10月1日から施行されている。</p>				
⑦所管	特許、意匠、商標。				
⑩加盟条約	WIPO 1975/3/3	ベルヌ 1889-5-30	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示) 1956/4/29
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1956/4/29	PLT	レコード保護 1974/12/2	ローマ 1985/12/6
	シンガポール	TLT 1996/9/27	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト 1999/1/23	ヘーグ ロンドンアクト ヘーグアクト ジュネーブアクト			リスボン
	マドリッド(標章) 1956/4/29	マドプロ 1996/9/27	PCT 1979/6/22	ロカルノ	ニース 1961/4/8
	ストラスブール 1976/6/13	ウィーン	WTO		

①国名	Principality of Monaco (MC) (モナコ公国)					
⑪統計データ	出願件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	15	13	8	4
		(内 外国出願)	5	7	3	
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	341	241	256	269
		(内 外国出願)	331	234	251	263
		(内 日本から)	12	16	7	16
	商標	全数	2,927	2,677	2,840	2,596
		(内 外国出願)	2,554	2,306	2,406	2,248
		(内 日本から)	59	53	54	63
	登録件数		2019年	2020年	2021年	2022年
	特許	全数	4	16	9	2
		(内 外国出願)	2	8	5	
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	309	264	247	250
		(内 外国出願)	305	252	242	244
		(内 日本から)	11	17	6	12
	商標	全数	3,060	2,715	2,790	2,739
(内 外国出願)		2,754	2,370	2,421	2,430	
(内 日本から)		63	55	54	83	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> 知財室は、財務経済省(Department of Finance and Economy)の下部組織である。

(情報が得られませんでした)

①国名	Principality of Monaco (MC) (モナコ公国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	1955年6月20日施行（1955年第606号）
	③地理的効力の範囲	モナコ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国。
	⑤出願人資格	発明者又はその譲受人(自然人、法人) (特許法第2条(a)、(b))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。 (特許法第2条(e))
	⑦出願言語	フランス語。
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許法第4条、同第9条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (特許法第25条)
	⑩「グレースピリオド」	
	⑪非特許対象	(1)医薬関する発明。(特許法第3条(1)) (2)財務の手法に関する発明。(特許法第3条(2)) (3)純粹に理論的又は科学的原理、方法、システム、発見。(特許法第24条(3)) (4)公序良俗に反する発明。(特許法第24条(4))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。※方式要件、発明の単一性及び保護の対象たり得るか否かのみ審査される。 (特許法第11条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、何人も特許の無効を裁判所に請求することができる。 (特許法第28条)
	⑱実施義務	有。特許付与の日から3年を超えて正当な理由なく十分に実施されなかったときは、強制実施権設定の対象となる。 (特許法第33条)
	⑲費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 EUR [特許権維持に掛かる費用] 年金 1年次 18 EUR 8年次 105 EUR 15年次 290 EUR 2年次 20 EUR 9年次 120 EUR 16年次 300 EUR 3年次 32 EUR 10年次 135 EUR 17年次 310 EUR 4年次 35 EUR 11年次 165 EUR 18年次 315 EUR 5年次 55 EUR 12年次 195 EUR 19年次 335 EUR 6年次 75 EUR 13年次 225 EUR 20年次 355 EUR 7年次 90 EUR 14年次 260 EUR
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑ PCTにおける国内料金減額措置の有無	

①国名	Principality of Monaco (MC) (モナコ公国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	1995年6月20日施行(意匠法No.607)
	③地理的効力の範囲	モナコ国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑦出願言語	フランス語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から10年。その後、10年毎に4回延長できる。(最長50年)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物。
	⑩「グレースピリオド」	有。出願前の意匠の開示(販売、売込み、又はその他の方法)の場合は開示日から10年。(意匠法第3条)
	⑪不登録対象	(1) 宮廷の許可を得ていない場合の: 公国又は宮廷に関連する徽章、記号及び表示、並びにすべての言語における、Grimaldi(モナコ公家の姓)、王族又は公国属員の名、赤と白の紋章に類似するもの。 (2) 公国政府の許可を得ていない場合の: モナコ公国(Monaco Principality)、モナコ(Monaco)、モンテカルロ(Monte-Carlo)の言葉を厳密に再現した図案、並びにすべての言語においてこれに類似するもの。
	⑫実体審査の有無	無。方式上の要件を具備しているか否かについてのみ審査が行なわれる。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。1件の意匠登録出願に50個まで意匠を含むことができる。
	⑱意匠分類	有。ロカルノ協定に加盟はしていないが、ロカルノ協定に基づく意匠の国際分類を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願は、方式要件を満たしているときは、登録後、公告(公開)される。
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により、最大5年間の範囲内において意匠を秘密にすることができる。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。
	㉓登録表示義務	無。
	㉔費用 単位 EUR (ユーロ)	[出願から登録までに掛かる費用] 基本出願手数料 15EUR 追加出願手数料、出願に関する各意匠について 10EUR 意匠の見本を収容した箱の提出料、1個について 42EUR [意匠権維持に掛かる費用] 更新手数料、10年ごと1意匠について 12EUR
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Principality of Monaco (MC) (モナコ公国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1983年10月1日施行(1983年法律第1058号)
	③地理的効力の範囲	モナコ国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章の最先使用者(自然人又は法人)。
	⑧権利付与の原則	最先使用主義。 (商標法第3条)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。モナコに非居住の出願人は、モナコ在住の代理人を選任しなければならない。
	⑪出願言語	フランス語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願の日から10年。その後10年毎に更新可能。 (商標法第8条)
	⑬「グレースピリオド」	
	⑭不登録対象	(1) 公序良俗に反する記号類。 (2) モナコにおいて効力を有する工業所有権に関する国際条約により禁止されている記号類。 (3) 通常言葉又は普通の取引で一般に当該製品又はサービスを指称するものとされている記号類又は表示のみからなる標章。 (4) 公衆を欺くおそれのある要素を含む標章。 (5) 取引において当該製品又は提供されるサービスの性質、品質、数量、用途、価格、原産地又は製造時を現す可能性のある符号又は表示のみからなる標章。 (商標法第2条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	有。周知商標と混同を生じる恐れのある商標は取消し、又は使用禁止を請求することができる。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。不登録事由を審査。 (商標法第6条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	無。
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は商標の無効を、裁判所に提訴することができる。 (商標法第30条)

①国名	Principality of Monaco (MC) (モナコ公国)	
②④不使用取消 制度の有無	無。	
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している(ニース協定には未加盟)。	
②⑥図形要素の 分類	無。	
②⑦譲渡要件	無。商標権は、営業の譲渡とは無関係に譲渡することができる。 (商標法第10条)	
②⑧費用 単位 EUR (ユーロ)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <p>出願料            63.00 EUR(3分類まで)</p> <p>                         18.00 EUR(3超の各分類につき)</p> <p>[商標権の維持に掛かる費用]</p> <p>登録更新料      63.00 EUR(3分類まで)</p> <p>                         18.00 EUR(3超の各分類につき)</p>	
②⑨料金減免措置 の有無	無。	